

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

9月9日発行
Vol.224

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

国勢調査
2015

5年に1度の大調査!!

国勢調査が、進化しました!

今回の調査は、パソコン・タブレット・スマートフォンからもご回答いただけます!



いつでもどこでも、便利に回答。
パソコン、タブレット、スマートフォン
での回答を可能に!!

インターネット回答は

9月10日~20日

9月10日~9月12日

インターネット
回答用IDを配布

9月10日~9月20日

インターネット
回答



インターネット回答がなかった
世帯には調査員が調査票を
お配りいたします!!

調査票での回答は

10月1日~7日

9月26日~9月30日

調査票を
配布

10月1日~10月7日

調査票
提出

回答いただいた情報は厳重に保護されます。

国勢調査は「統計法」で厳格な秘密保護が定められています。回答いただいた内容は統計以外の目的に使用することはありません。

国勢調査コールセンター



0570-07-2015 IP電話の場合:03-4330-2015

設置期間:平成27年8月24日から10月31日まで

受付時間:午前8時~午後9時(土・日・祝日にもご利用になれます)



総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- 響きあう
プラス&コーラスコンサート --- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 8
- 大熊町 ----- 10
- 富岡町 ----- 12

●NEXCO東日本

- 磐越自動車道
夜間通行止めのお知らせ(19夜間)
----- 16

●交流ルームひばり通信

- 9月食育推進食事会開催!! ---- 16
- 敬老の日
お米プレゼントのお知らせ---- 17
- こども芋掘り体験----- 17
- 9月の「ひばり」----- 18



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

9/6 日

響きあうプラス&コーラスコンサート

「響きあうプラス&コーラスコンサート」が南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で開催され、約500人が来場しました。

市が主催するこのコンサートは、吹奏楽や合唱、マーチングなど幅広いジャンルの音楽コンサートで、市内の小・中学生や高校生らで構成するSeeds+マーチングバンド、MJCアンサンブル、小高中学校合唱部、原町第一中学校吹奏楽部、原町高等学校吹奏楽部が出演し、本市と交流のある東京都杉並区に活動拠点を置く日本フィルハーモニー交響楽団がゲスト出演しました。

来場者は、日頃の練習の成果を披露する子どもたちの歌声やプロが奏でる美しい音色に聞き入っていました。



Seeds+



MJCアンサンブル



小高中学校合唱部



日本フィルハーモニー交響楽団金管五重奏



原町高等学校吹奏楽部



原町第一中学校吹奏楽部



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成27年9月3日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,552	群馬県	159	京都府	27	福岡県	7	奈良県	1
宮城県	1,609	長野県	72	大阪府	26	富山県	6	高知県	1
新潟県	622	北海道	69	福井県	21	熊本県	6	和歌山県	-
山形県	612	山梨県	69	沖縄県	19	三重県	4	徳島県	-
東京都	612	秋田県	55	青森県	18	宮崎県	4	鳥取県	-
茨城県	579	岩手県	47	岡山県	12	香川県	3	島根県	-
埼玉県	549	静岡県	41	岐阜県	10	愛媛県	3	鹿児島県	-
栃木県	409	愛知県	35	滋賀県	9	佐賀県	3	海外	11
千葉県	361	兵庫県	34	広島県	8	大分県	3	合計	11,079
神奈川県	350	石川県	31	長崎県	8	山口県	2		(8/27 11,098)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,181	喜多方市	48	棚倉町	13	泉崎村	4
相馬市	1,147	本宮市	30	西会津町	13	下郷町	3
いわき市	614	会津坂下町	26	田村市	12	広野町	3
郡山市	484	西郷村	24	会津美里町	11	天栄村	2
会津若松市	234	鏡石町	20	磐梯町	9	鮫川村	2
新地町	218	三春町	17	金山町	7	浅川町	2
二本松市	109	桑折町	16	矢吹町	6	小野町	2
伊達市	93	猪苗代町	16	矢祭町	6	国見町	1
須賀川市	80	川俣町	15	古殿町	6	石川町	1
白河市	57	南会津町	15	北塩原村	5	合計	4,552

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,850人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,701人
	市内の仮設住宅	4,181人
	市内転居	4,572人
	計	47,304人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	11,079人
	（うち福島県外）	(6,527人)
	計	11,079人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,139人
	転出	9,011人
	所在不明	28人
	計	13,178人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 9月3日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,498人
原町区	47,116人	41,180人
計	71,561人	54,678人

(他市町村からの避難者2,217人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

臨時福祉給付金申請受付を開始しました

9月4日HP更新

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことから、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。

支給対象となる見込みのある方へは8月下旬に申請書を発送しました。必要事項を記入して、返信用封筒に入れて返送してください。

対象者

基準日の平成27年1月1日において南相馬市に住民登録されている方で、平成27年度分市民税・県民税(均等割)が課税されない方

※ 上記に該当する方で、市民税・県民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等になっている方や、生活保護制度の被保護者になっている方は対象にはなりません。

※ 基準日において他市町村に住民登録をしていた方は、その市町村での申請となります。

給付額・給付方法

- 給付対象者1人につき 6,000円
- 口座振込による

申請期間

平成27年9月1日(火)～平成28年2月1日(月)

申請者

基本的に世帯の代表者が、世帯全員分を申請・受給します。

※ 基本的に該当する方についてはあらかじめ申請書に印字しておりますので、追加で記入する必要はありません。

※ 課税状況によっては、同じ世帯でも別々に申請書が送付される場合があります。

※ 代理で持参する場合は、持参する方の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。

必要書類

- 申請書(忘れずに給付対象者全員分の捺印をしてください。)
- 給付対象者全員分の本人確認書類の写し・・・ 運転免許証、保険証、パスポート、学生証、住民基本台帳カードなど
- 振込先口座の通帳の写し

※ 上記が全てそろっていないと受け付けできません。

申請方法

申請書を郵送または市役所窓口に提出してください。

※ 状況によっては、委任状を提出していただく場合があります。

次ページへ続きます 

問い合わせ先・申請先

○臨時福祉給付金受付特設窓口（市役所北庁舎1階会議室1）

TEL 0244-24-3511

※ 各区役所市民福祉課でも受け付けできます。

● 小高区市民福祉課福祉係 TEL 0244-44-6413

● 鹿島区市民福祉課福祉係 TEL 0244-46-2114

【郵送先】

〒975-8686
南相馬市原町区本町二丁目27番地
社会福祉課 臨時福祉給付金担当

※ 市民税・県民税の申告に関する問い合わせ窓口

税務課市民税係 TEL 0244-24-5223

問い合わせ

社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5243

準備宿泊期間中の見守りについて

南相馬市データ放送9月4日更新

市では、準備宿泊期間中（平成27年11月30日まで）、関係機関と協力し、宿泊中の高齢者等の見守りを行っています。

数日間連絡がとれない、訪問しても応答がないなど、異変に気づきましたらご連絡ください。

平日の連絡先

◆ 一般住宅の場合

本庁社会福祉課 0244-24-5243

小高区市民福祉課 0244-44-6413

◆ 市営住宅の場合

小高区産業建設課 0244-44-6805

休日の連絡先

◆ 一般・市営住宅の場合

本庁市役所日直 0244-22-2111

小高区役所日直 0244-44-2111

問い合わせ

社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5243



みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp



電話でのお問合せ
TEL:0244-24-1222

番組内容 [9/9~9/15]

今週の番組 (60分) ※パソコン視聴・アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. 市役所便り 市役所の取組 第16回 直轄理事 [2分~]
3. 第9回 少年の主張 南相馬市大会-4 [10分~]
4. 南相馬警察署 秋の全国交通安全運動のお知らせ [30分~]
5. 南相馬市少年少女発明クラブ 移動体験教室 in 仙台市科学館 [40分~]
6. 市長訪問報告 [55分~]
7. リクエストアワーのお知らせ [57分~]
8. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分~]

■リクエストアワー[午前9時~/午後3時~/午後8時~]

1. 第9回南相馬市民俗芸能発表会 全7回
2. 荒ぶる祈り 火伏祭り 鹿島御子神社

今週は「第9回 少年の主張 南相馬市大会-4」最終回の模様や、南相馬警察署「秋の全国交通安全運動」のお知らせなどをお届けします。

■旧警戒区域ライブカメラ

- ・午前8時57分~
- ・午後0時57分~
- ・午後5時57分~



浪江町からのお知らせ

浪江町民の避難状況 (平成27年8月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	71	静岡県	59	長崎県	12
青森県	39	愛知県	28	熊本県	6
岩手県	36	三重県	8	大分県	5
宮城県	746	滋賀県	1	宮崎県	8
秋田県	65	京都府	34	鹿児島県	7
山形県	190	大阪府	56	沖縄県	20
茨城県	1,010	兵庫県	21	国外	12
栃木県	467	奈良県	7	合計	6,431
群馬県	166	和歌山県	-		
埼玉県	731	鳥取県	1		
千葉県	547	島根県	6		
東京都	912	岡山県	25		
神奈川県	452	広島県	13		
新潟県	441	山口県	1		
富山県	13	徳島県	1		
石川県	30	香川県	3		
福井県	12	愛媛県	13		
山梨県	52	高知県	6		
長野県	55	福岡県	21		
岐阜県	17	佐賀県	5		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	3,355	只見町	2	玉川村	1
会津若松市	293	南会津町	9	平田村	2
郡山市	1,744	北塩原村	5	古殿町	1
いわき市	2,897	西会津町	2	三春町	62
白河市	271	磐梯町	4	小野町	19
須賀川市	160	猪苗代町	40	広野町	27
喜多方市	47	会津坂下町	20	川内村	2
相馬市	549	三島町	1	新地町	65
二本松市	2,008	金山町	2	その他	8
田村市	82	昭和村	1	合計	14,538
南相馬市	1,360	会津美里町	17		
伊達市	117	西郷村	144		
本宮市	685	泉崎村	3		
桑折町	261	中島村	1		
国見町	22	矢吹町	19		
川俣町	94	棚倉町	9		
大玉村	83	矢祭町	1		
鏡石町	19	塙町	5		
天栄村	1	鮫川村	4		
下郷町	2	石川町	12		

避難者総数

20,969

浪江町HP「つながろう なみえ」から

浪江町民おなじみの
ショッピングセンター「サンプラザ」の
除染がはじまりました

ショッピングセンター「サンプラザ」がある権現堂地区は、比較的線量の低い避難指示解除準備区域です。

町はこれまで、除染を行う条件として、各行政区ごとに除染廃棄物の仮置場の設置を進めてきました。

しかし、権現堂は町の中心街ということもあり、仮置場に適したまとまった土地がありません。あっても、学校の校庭や公園しかありません。

地域の方からは「仮置場が決まらないと除染が進まない。自宅の庭のすみに置くしかないのか・・・」

そんな声が多く聞かれた中、7月に津波被災地の一部に権現堂地区のための仮置場が確保され、このたび除染を開始できることになりました。

サンプラザなどの大型施設から作業を進めていきます。

いよいよ始まった中心街の除染で、浪江町の復旧・復興のスピードはさらに加速していきます。



9月の大型連休中に一時立入りをされる方へ

9月1日HP更新

土日および祝日は役場は閉庁日となり、通行証の申請受け付けおよび発行はしていません。

9月の大型連休中に町への一時立入りを予定される方は、1週間前までに申請するようお願いいたします。

問い合わせ

生活支援課 生活安全係

TEL 0243-62-0151



双葉町からのお知らせ

個人番号カードの取得方法についてのお知らせ（マイナンバー制度）

9月7日HP更新

10月5日 マイナンバー制度がスタートします。

国民一人一人に12けたのマイナンバー(個人番号)が通知されます。

双葉町民の皆さんへの送付先として、町に登録している住所(届出避難先)に簡易書留で通知します。

なお、希望する方は、申請手続きをすることで「顔写真入りの個人番号カード」の交付を受けることができます。

「顔写真入りの個人番号カード」の交付条件として、今回、簡易書留で送付される通知カードと引き換えとなりますので、大切に保管してください。

Q:個人番号カードとは何ですか？

A：プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真が表示されます。

個人番号カードは、申請により通知カードと引き換えに、本人確認の上、無料で交付を受けることができます。

Q:個人番号カードはどうやって取得するの？

A：個人番号カードを申請する方は、住民票のある市区町村の役所に本人が来庁していただくこととなります。また、申請時もしくは交付時に、本人確認書類を持参していただく必要があります。

双葉町では、いわき事務所、郡山支所、埼玉支所の各所にて、原則として個人番号カードの申請のみ受け付けさせていただきます。

来庁の際は、申請書(通知カードに同封)と本人確認書類をご持参ください。

後日、避難先住所に個人番号カードを郵送します。

個人番号カードを希望する方で、双葉町役場の各事務所等に来庁することが困難な方(東日本大震災の被災者)については、通知カードに同封してある申請書を避難先の市区町村の役所に本人確認書類、届出避難場所証明書を持参していただくことで、後日個人番号カードを避難先に郵送します。

ご注意ください！

通知カードに同封してある申請書を郵送してしまうと、受け取り先が双葉町役場いわき事務所となってしまいます。いわき事務所での受け取りを希望しない方(いわき事務所に来庁することが困難な方)は、通知カードに同封してある申請書を郵送しないようご注意ください。

郵送での個人番号カード受け取りを希望する方は、必ず避難先の市区町村の役所で申請を行ってください。

次ページへ続きます

双葉町役場での個人番号カード取得方法について

1 申請手続き

いわき事務所、郡山支所、埼玉支所、または避難先の市区町村の役所にてお手続きしてください。
 ※必要書類
 ①個人番号カード申請書
 (簡易書留で郵送されてきます)
 ②本人確認できる身分証明証
 (運転免許証やパスポートなど)

2 申請手続き完了

届出避難場所(現在の滞在先として役場に届出されている住所)へ個人番号カードが郵送されます。

3 ご自宅で個人番号カードをお受け取りいただきます。

ご注意ください!

簡易書留で郵送される「個人番号カード申請書」を郵送で送ってしまうと…

総務省の委託先である「地方公共団体情報システム機構」に届きます。

双葉町役場いわき事務所で受け取りの意思表示となってしまうと、個人番号カードを郵送できません。

遠方であっても、**いわき事務所までご来庁いただくこと**になってしまいます。
いわき事務所での受取をご希望されない場合は、申請書を郵送しないでください。

●代理人の方による申請手続きと受け取りについて

本人が、病気や身体の障害などによって、手続き場所に行くことが困難な場合に限り、代理人の方にカードの申請、受け取りを委任することができます。

手続きには、委任状、本人確認書類、本人が役所に行くことが困難であることを証する書類(入院先、施設入所が分かる書類、介護保険証、身体障害者手帳など)および代理人の方の本人確認書類が必要となります。必要書類を準備の上、申請手続きをお願いします。

問い合わせ

■マイナンバー通知カードについて

総務省 TEL 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間：平日 午前9時～午後5時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

■個人番号カードの申請と受け取り手続きについて

双葉町役場いわき事務所 住民生活課 戸籍係 TEL 0246-84-5204



大熊町からのお知らせ

マイナンバー制度「通知カード」が送付されます

9月4日HP更新

**マイナンバー(個人番号)をお知らせする「通知カード」が
10月から順次、皆さんのお住まいへ送付されます。****通知カードとは何ですか？**

皆さんのマイナンバー(個人番号)と氏名・住所・生年月日・性別が印刷された、紙製のカードです。

平成28年1月から、行政手続きや社会保障の手続きを行う際にマイナンバーの提示を求められるようになります。

通知カードを窓口までお持ちいただくことで、スムーズにマイナンバーの確認が行えるようになります。

また、企業などにお勤めの方は、今後勤め先から本人と扶養親族のマイナンバーを報告するよう求められる機会があります。報告を求められた際には、通知カードに記載されたマイナンバーをお伝えください。

**マイナンバーはとても大切な個人情報です。
勤め先や行政機関以外には絶対に伝えないでください。**

通知カードはどこに送られてきますか？

役場に届け出ている避難先住所(送付先を設定している方については、送付先住所)へ、世帯ごとに郵便で送付されます。

なお、**郵便の転送はできません(「転送不要」扱いとなります)。**

通知カードを確実に本人へお渡しするためにも、居住されている場所を移動した際には、すみやかに避難先住所を役場までお知らせください。

避難先変更の届け出は、会津若松出張所、いわき出張所、中通り連絡事務所の各窓口で受け付けています。郵送、電話での届け出は会津若松出張所をお願いします。

また、通知カードの封筒には、**「個人番号カード」の交付申請書を同封しています。**

「個人番号カード」の交付手続きについては、広報やホームページなどでお知らせします。

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 住民課 避難者名簿係

☎0120-26-3844(代) 内線518

■マイナンバー制度に関して

総務省 TEL 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間：平日 午前9時～午後5時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

福島第一原発避難訓練のお知らせ

9月7日HP更新

東京電力福島第一原子力発電所で、作業員を対象とした避難訓練が行われます。
訓練は全て構内で行われます。開始10分前と終了後、防災無線でお知らせしますので、町内に立ち入る方はご注意ください。

日時

9月11日(金) 午前8時～9時

※訓練状況により変更あり

場所

福島第一原子力発電所構内

訓練項目

発電所構内に所内放送設備(サイレン含む)およびスピーカー車による避難放送
※所内放送設備(サイレン含む)は訓練中、複数回実施します。

問い合わせ

環境対策課

☎0120-26-3844(代)

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

9月8日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)									線量計
			7/9	7/15	7/23	7/29	8/6	8/12	8/20	8/26	9/3	
23	夫沢	西北西約2.3km	6.4	6.1	6.3	6.5	6.5	6.6	6.3	6.1	6.0	NaI
25	野上	西約14km	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	NaI
26	野上	西約11km	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	NaI
29	夫沢	西約2.4km	7.7	7.4	7.4	7.6	7.8	7.8	7.2	7.2	7.3	IC
30	夫沢	西約2.6km	8.9	8.7	8.9	9.1	8.9	9.1	8.8	8.5	8.4	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	NaI
35	野上	西南西約6.6km	3.4	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.7	3.7	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8	2.8	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	21.4	21.6	20.9	21.4	22.2	24.3	21.8	21.8	21.4	IC
38	小入野	西南西約3.4km	2.9	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.7	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	15.3	14.7	16.4	15.9	16.1	16.0	15.6	14.9	15.4	NaI
50	熊川	南約4.0km	6.8	6.5	7.1	7.0	7.2	7.2	7.0	6.6	6.6	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値
(測定実施者:電力会社)

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125



富岡町からのお知らせ

広報8月号お知らせ版同封のマイナンバー制度に関する案内について

9月8日HP更新

富岡町では、マイナンバー通知カードを、皆様から届いただいた居所(避難先)へ送付します。そのため、**広報とみおか8月号お知らせ版に同封されたチラシにあります【居所情報登録申請書】による申請の必要はありません。**

また、通知カードは【転送不要と記載された簡易書留】で郵送します。このことから、**避難先を変更しても、郵便局への転送届のみで、まだ富岡町へ届出していない方は、旧居所(旧避難先)へ郵送されてしまいますので、新たな避難先住所を富岡町役場住民課住民係までご連絡ください。**

なお、連絡は電話もしくは窓口来庁(いわき支所、三春・大玉出張所も含む)のどちらでも可能です。

平成27年10月5日
マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地にあなたの「マイナンバー」をお知らせします※
※住民票の住所地に自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地を受け取ることが出来ない方は居所情報登録申請書を
8月24日～9月25日(持参又は郵送)に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

登録はお早めに

※申請が必要な方
Point
富岡町民の方は、
居所情報登録申請書による
申請は必要ありません。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ(www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] 0570-20-0178 (9:30~17:30 土日祝日 年末年始を除く) 総務省

問い合わせ

郡山事務所 住民課 住民係

0120-33-6466

災害危険区域を指定しました

9月4日HP更新

町では、建築基準法39条に基づき、東日本大震災による津波で家屋が流出するなど甚大な被害があった沿岸部の地域について、災害危険区域を指定しました。

今回指定した区域では、住民の安全を確保するため、居住するための建築物の新築や増築などが制限されることとなります。

災害危険区域とは

建築基準法第39条に基づき、居住目的の建物の建築に適さない場所として、町が指定した区域です。

制限される建築物

指定する区域において、住居の用に供する建築物の建築が制限されます。

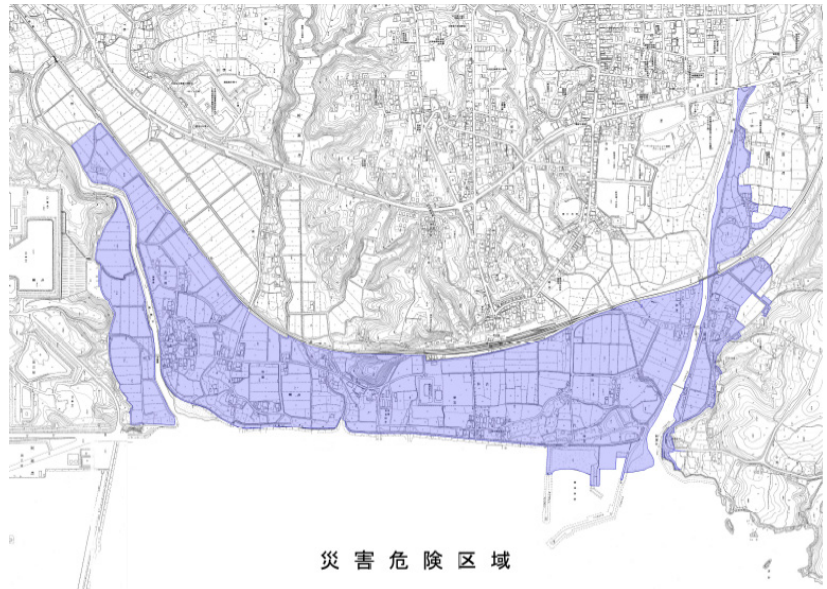
住宅、アパート、ホテル、民宿、児童施設、医療施設などの宿泊を伴う建築物が制限されます。それ以外の建築物(店舗、工場、倉庫等)の建築は可能となります。

制限される建築とは、以下の行為となります。

- 新築・・・新たに建築物をつくること、または別棟で新たに建築物を建てること
- 増築・・・既存建築物を延床面積1.2倍を超えて増築すること
- 改築・・・従前の建築物を取り壊し、これと位置、用途、構造、階級、規模がほぼ同程度のものを建てること
- 移転・・・同一敷地内で、建築物を移すこと(曳家)

指定する区域 (平成27年度7月17日富岡町告示第12号)

大字名	字名
小浜	反町の一部、小浜の一部
仏浜	釜田の一部、西原の一部
毛萱	浜畑の一部、前川原の一部
下郡山	下郡の一部



◆災害危険区域指定は、「防災集団移転促進区域」とは別のものです。

問い合わせ

郡山事務所 拠点整備課 拠点整備係

0120-33-6466

国に対してエコテッククリーンセンターを活用した埋立処分事業に係る 申し入れを行いました

9月3日HP更新

福島県および富岡町、楡葉町は、8月25日、望月義夫環境大臣と浜田昌良復興副大臣出席のもと管理型処分場(フクシマエコテッククリーンセンター)を活用した特定廃棄物の埋め立て処分事業に係る申し入れを行いました。

この申し入れは、6月5日に環境大臣から提示された「既存管理型処分場の活用に係る国の考え方」を受けて、富岡町・楡葉町の両町議会全員協議会や住民説明会等で出た意見を踏まえて、福島県・富岡町・楡葉町がまとめたものです。

環境大臣 望月 義夫 様
復興大臣 竹下 亘 様

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に係る申し入れについて

平成27年8月25日

福島県知事 内堀 雅雄
楡葉町長 松本 幸英
富岡町長 宮本 皓一

6月5日に、環境大臣より提示のあった既存管理型処分場の活用に係る国の考え方について、富岡町・楡葉町の両町議会全員協議会や住民説明会等での意見を踏まえ、下記のとおり申し入れる。

国においては、本申し入れを真摯に受け止め、責任を持って、速やかに対応されるよう求める。

記

1 安全・安心の確保

- 環境大臣から国有化や施設の更なる安全対策が示されたが、依然として安心できないとの意見が寄せられている。両町は、住民の帰還や復興に向けたまちづくりを進めようとしているところであり、住民の不安を和らげるための具体的な対応策を示すこと。
- 廃棄物の放射性物質の影響が長期に及ぶことを踏まえ、施設管理の考え方を示すこと。
- 国が県及び両町と結ぶとしている安全協定の内容について明らかにすること。
また、特に地元の理解と協力が重要であることから、国と地元行政区との安全協定の締結について考えを示すこと。
- 施設への搬入ルートの交通量増大に伴う維持管理の強化、道路交通対策や地域住民の安全・環境対策を示すこと。

次ページへ続きます 

2 地域振興策の具体化

- 管理型処分場の活用により、住民の帰還意欲の低下や風評が懸念されることから、将来に希望の持てる、魅力あるまちづくりや風評対策が不可欠である。
両町においては、富岡町では復興拠点の早期整備、廃炉国際共同研究センターなどイノベーション・コースト構想の拠点施設等の誘致や桜を始め富岡の花と緑を通じた交流の場の創出、工業団地等による雇用創出基盤の整備など、檜葉町では定住・都市基盤整備、健康増進施設整備、特産品を活用した地域の活性化、環境回復・コミュニティ再生など、核となる事業を進めようとしているところであることから、両町が求める地域振興策に対する国の考え方を早期にかつ具体的に示すこと。
- 国が措置するとしている極めて自由度の高い交付金について、具体的な規模及び内容を早期に示すこと。
- 地域の将来像については、両町における復旧・復興の進捗状況や管理型処分場の活用により想定される長期にわたる影響も十分に考慮し、国が責任を持って財源確保等を行い、両町が望む将来像の実現を図ること。

問い合わせ

郡山事務所 安全対策課 原子力事故対策係

0120-33-6466

富岡町民の避難状況

【都道府県別】

平成27年9月1日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	65	埼玉県	543	岐阜県	4	鳥取県	1	佐賀県	3
青森県	29	千葉県	462	静岡県	57	島根県	16	長崎県	7
岩手県	22	東京都	707	愛知県	55	岡山県	11	熊本県	8
宮城県	242	神奈川県	399	三重県	4	広島県	11	大分県	13
秋田県	24	新潟県	273	滋賀県	12	山口県	14	宮崎県	9
山形県	29	富山県	10	京都府	12	徳島県	9	鹿児島県	15
福島県	10,872	石川県	18	大阪府	36	香川県	3	沖縄県	19
茨城県	616	福井県	17	兵庫県	11	愛媛県	10	海外	12
栃木県	212	山梨県	22	奈良県	10	高知県	6	合計	15,173
群馬県	167	長野県	52	和歌山県	3	福岡県	21		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	401	南相馬市	128	矢吹町	32
会津若松市	170	伊達市	17	玉川村	9
郡山市	2,810	本宮市	42	平田村	9
いわき市	5,995	桑折町	3	三春町	305
白河市	99	国見町	7	小野町	24
須賀川市	84	大玉村	205	広野町	62
喜多方市	35	鏡石町	9	川内村	18
相馬市	54	猪苗代町	22	新地町	15
二本松市	41	会津美里町	11	その他	58
田村市	158	西郷村	49	合計	10,872

福島県内避難者数	10,872
福島県外避難者数	4,301
合計	15,173

福島県内避難世帯数	5,626
福島県外避難世帯数	2,296
合計	7,922

磐越自動車道 夜間通行止めのお知らせ（19夜間）

平成27年9月4日
NEXCO東日本新潟支社

路線	磐越自動車道 上下線	
区間	(1) 安田IC～新潟中央JCT間	(2) 津川IC～安田IC間
実施時期	9月28日(月)～10月2日(金)【5夜間】 予備日：10月5日(月)～10月9日(金)	10月13日(火)～10月30日(金)【14夜間】 予備日：11月2日(月)～11月6日(金)
時間	午後8時～翌朝6時	
規制内容	夜間通行止め	
工事内容	舗装補修工事および施設関係更新工事など	
備考	※五泉PAおよび新潟PAは午後7時から閉鎖します。 ※新津西スマートICは午後8時から閉鎖します。	※土・日・祝日は除きます。 ※阿賀野川SAは午後7時から閉鎖します。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

交流ルームひばり通信

9月食育推進食事会開催!!

新潟県食生活改善推進委員協議会のご厚意により、9月食事会を開催します。

今回も、作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。

バランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

日時 **9月16日 水** 調理から参加する方は午前10時から
食事から参加する方は正午から

場所 三条市総合福祉センター 3階 調理室
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 300円(当日徴収)



7月の食事会メニュー
「夏バテしらず
ランチ&デザート」



申込締切 9月11日(金)正午
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

※食育推進食事会は、さんじょう∞ふくしま「結」の会が、福島県ふるさとふくしま帰還支援に申請し、昨年同様採択された事業です。

敬老の日 お米プレゼントのお知らせ

敬老の日を前に、下田地区の渡辺さんから「新米を敬老の日にお届けしたいのですが…」と、ご連絡をいただきました。

今年に入って3度目のお話です。年初め、お年玉にと全員にいただきました。5月には、子どもの日にお子さんの世帯にいただきました。いつも、忘れず私たち避難者を思ってくださいありがとうございます。

今回は、天候により稲刈りが遅れていますが、何とか21日に間に合わせたいと、交流ルーム「ひばり」へ21日に届けていただく予定となりました。

配布日時 9月25日(金)～10月2日(金) 午前9時30分～午後3時
※休館日は、裏表紙のカレンダーで確認してください。

配布場所 交流ルーム「ひばり」

配布対象者 70歳以上(今年70歳を迎える方も含みます)

配布内容 新米5kg

問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

※基本は、取りに来ていただきたいのですが、ご連絡いただければご相談に応じます。

こども芋掘り体験

今年も、下田地区の渡辺さんの畑にご招待いただきました。対象は、子ども(20歳未満)と、その家族です。

いつも、お米をいただく渡辺さんご夫婦に直接お会いできるチャンスです。

ぜひこの機会に、直接今までの感謝の気持ちをお伝えしませんか。

多くのご家族の参加をお待ちしています。



日時 **10月3日** **土** 午前9時30分 交流ルーム「ひばり」集合
(現地集合の方は、午前10時集合)

作業終了次第、現地解散とします。(午後1時には終了予定です)

※雨天の場合は、順延となります。後日、日程連絡となります。

場所 たなひれ
三条市棚鱗1443-2 (渡辺青果直売所裏の畑)

持ち物 軍手、長靴、汗拭きタオル
(ゴム手袋もあると便利です)

問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

9月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				10日	11日	12日
				ひばり休み 浜通り配布	食事会 申込締切	東京消防庁 防災体験
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
		ひばり休み	ひばり 茶会 食事会	ひばり休み 浜通り配布		
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
敬老の日 ひばり休み		国民の休日 ひばり休み	秋分の日 ひばり 茶話会	ひばり休み	お米配布 開始 浜通り配布	

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地) 双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号) 富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	
大熊町	0120-26-3844	
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2015.9.9現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	33	75
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	-	-
浪江町	8	19
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	5	12
合計	60	132

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511